

掛川市教育委員会臨時会会議録

教育委員会教育政策室

会議の名称	平成２５年　５月２０日（月）　掛川市教育委員会臨時会		
場　　所	教育委員会教育委員会室	作　成　者	教育政策室　富田正昭
開　催　日　時	平成２５年　５月２０日　　午後２時００分から午後２時３０分まで		
作　成　日　時	平成２５年　５月２０日	次回開催日	
資　　料	下記会議次第及び別紙添付資料のとおり		
出　席　者	教育委員 小野恵美子 教育次長 平出行良 教育委員 松下一徳 室長 平野功一 教育委員 山本和子 係長 富田正昭 教育委員 永田孝明 指導主事 豊田彰規 教育長 浅井正人		

【会議次第】

１　開　会

２　協議事項

議案第１号　掛川市教育委員会委員長の選挙について

議案第２号　掛川市教育委員会委員長職務代理者の指定について

３　閉　会

【議決事項】

（教育次長）

本日の臨時会は、「委員長の選挙」及び「委員長職務代理者の指定」が議題であるが、委員長が選出されるまでの間、教育次長が委員長の職務を代行して行う旨を説明し、委員の了解を得た。

（教育次長）

「議案第１号　掛川市教育委員会委員長の選挙について」を諮る。

委員長選出は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１２条第１項の規定により教育委員会は、同法第１６条第２項の規定により、教育長に任命された委員を除いた委員のうちから、委員長を選挙しなければならないと規定されている。また、委員長の任期は１年とする。ただし、再任されることが出来る旨の説明があった。選挙の方法は、「掛川市教育委員会会議規則」第２条「選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人と

する」と規定されているが、異議がなければ、「指名推選」による方法で行いたい旨の説明をし、委員に発言を求めた。

(委員)

委員から「指名推選」による方法がよいとの発言があった。

(教育次長)

「指名推選」の発言があり、そのほか発言を求めたが、特になく、委員長選出を「指名推選」とすることに決定し、指名推選の発言を求めた。

(委員)

委員から「小野恵美子氏を委員長に推選する」と発言があった。

(教育次長)

小野恵美子氏を委員長に推選したい発言があったが、委員長に決定してよろしいか委員に発言を求め、「異議なし」の発言があり、「委員長を小野恵美子氏に決定する」選任の告知を行う。直ちに、小野恵美子氏に委員長就任の挨拶をお願いした。

(委員長挨拶要旨)

「推選をいただいたので微力ながら委員長を務めさせていただく。任期は1年であるが御協力をお願いしたい。最近、教育員会に対する世間の目が厳しく、難しい状況であるが、考え方を変えれば、注目を集めている訳である。中には委員会の、存在を知らない人もいるので活動を知っていただくよう努めていきたい」旨の挨拶があった。

(教育次長)

「議案第1号 掛川市教育委員会委員長の選挙について」を終了する。ここで委員長の職務を交代し、小野委員長に委員長席に移動し、以下の議事進行をお願いした。

～以下、小野委員長が議長就任～

(委員長)

次に、「議案第2号 掛川市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を諮る。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第4項の規定による、委員長職務代理者の指定方法について、「掛川市教育委員会会議規則」第2条において無記名投票による選挙とされているが、異議がなければ、「指名推選」による方法で行いたい旨の説明があった。

(委員)

委員から「委員長一任」の発言があった。

(委員長)

「委員長一任」の発言があったので、「委員長からの指名により指定を行うこと」を告げ委員の発言を求めた。

(委員長)

各委員から「異議なし」の発言があり、委員長から、松下一徳委員を委員長職務代理者として指名することに異議がないか、委員の発言を求めたところ「異議なし」の発言があった。

(委員長)

「議案第２号 掛川市教育委員会委員長職務代理者の指定については、松下委員とする」ことを告げる。松下委員長職務代理者へ挨拶をお願いした。

(職務代理者挨拶要旨)

「指名をいただき、引き続き委員長職務代理者を務めさせていただく。委員長がしっかりしているので安心して。委員長を補佐し、他の委員の協力をいただきながら、新しい改革を子どもたちのために頑張りたい。」旨の挨拶があった。

(委員長)

「議案第１号 掛川市教育委員会委員長の選挙について」「議案第２号 掛川市教育委員会委員長職務代理者の指定について」以上２議案について協議を終了した。

３ 閉 会